

徳島県告示第437号

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例（平成24年徳島県条例第72号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定に基づき、次の薬物を指定する。

令和8年8月18日

徳島県知事 後藤 田 正 純

1 薬物の名称等

- (1) 化学名 (8R)-N, N-ジエチル-1-フェロセノイル-6-メチル-9, 10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド（通称 1Fe-LSD）及びその塩類
- (2) 化学名 N, N-ジエチル-2-（2-（[4-（2-フルオロエトキシ）フェニル]メチル）-5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル）エタン-1-アミン（通称 Fluetonitazene）及びその塩類
- (3) 化学名 N, N-ジエチル-2-（2-（[4-（2-メチルプロポキシ）フェニル]メチル）-5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル）エタン-1-アミン（通称 Isobutonitazene）及びその塩類
- (4) 化学名 N-〔2-（5-メトキシ-1H-インドール-3-イル）エチル〕-2-メチルプロパン-1-アミン（通称 5-MeO-NiBT、5-MeO-iBT）及びその塩類

2 指定の理由

1に掲げる物は、条例第2条第6号に掲げる薬物に該当し、かつ、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため

3 指定の効力発生の日

令和8年8月19日